

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等に伴う
徳島市介護保険料減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等に伴う、徳島市介護保険条例（平成12年徳島市条例第14号以下「条例」という。）第12条に規定する保険料の減免に関する取り扱いについて、徳島市介護保険料減免取扱要綱（平成24年施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象者)

第2条 市長は、条例第12条第1項第2号、または第3号に該当し、次の各号のいずれかに該当する者で、保険料の納付義務者がその利用し得る資産、能力の活用を図っても、なおかつ保険料の全額納付に堪えることが困難であると認められる者に対しては、その者の申請に基づき、保険料を減額または免除することができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第1号被保険者
 - ア 世帯の主たる生計維持者の令和4年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免の対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる保険料は、令和4年度相当分の保険料であって、令和4年度末に資格取得したことにより、令和5年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するものとする。

(減免額の算定方法)

第4条 第2条の規定によって保険料の減免を受けようとする者の減免額の算定方法は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第 4 条）

- 1 第 2 条第 1 項第 1 号の該当者の減免額の算定方法
第 3 条に規定する減免の対象となる保険料の全額を減免する。
- 2 第 2 条第 1 項第 2 号の該当者の減免額の算定方法
第 3 条に規定する減免の対象となる保険料から、次の減免額の計算式で算出した額を減免する。

$$\text{【表 1】の対象保険料額} \times \text{【表 2】の減額または免除の割合} = \text{保険料減免額}$$

【表 1】

対象保険料額 = $A \times B / C$	
A:	当該第一号被保険者の保険料額
B:	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和 3 年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C:	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和 3 年の合計所得金額

【表 2】

区分		減免または免除の割合
世帯の主たる生計維持者の 令和 3 年の合計所得金額	210 万円以下であるとき	全部
	210 万円を超えるとき	10 分の 8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、令和 3 年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除すること。